

確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令 新旧対照条文

◎ 確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号） （抄） （第一条関係） . . . . . 1

◎ 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号） （抄） （第二条関係） . . . . . 8

◎ 確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）

（抄）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改正後   | 現行   |
|---|--|
| <p>（企業型年金に係る規約に定めるその他の事項）</p> <p>第三条 法第三条第三項第十二号の政令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 事業主掛金の納付に関する事項</p> <p>四 企業型年金加入者が掛金を拠出することができることを定める場合にあっては、企業型年金加入者掛金の納付に関する事項</p> <p>五〇八 （略）</p> <p>（企業型年金に係る規約の承認の基準に関するその他の要件）</p> <p>第六条 法第四条第一項第八号（法第五条第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 事業主掛金について、前納及び追納することができないものであること。</p> <p>四 （略）</p> | <p>（企業型年金に係る規約に定めるその他の事項）</p> <p>第三条 法第三条第三項第十二号の政令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>三〇六 （略）</p> <p>（企業型年金に係る規約の承認の基準に関するその他の要件）</p> <p>第六条 法第四条第一項第八号（法第五条第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>三 企業型年金加入者掛金について、前納及び追納することができないものであること。</p> |

五| 企業型年金加入者掛金の額は、次に掲げる場合を除き、第十條の二に規定する企業型掛金拠出単位期間につき一回に限り変更することができるものであること。

イ・ロ (略)

六| 企業型年金加入者掛金の額の決定又は変更の方法その他その拠出に關する事項が事業主によって不当に制約されるものでないこと。

七| 法第二十一條第一項に規定する企業型年金規約で定める日(第十一條の三第一項において「納付期限日」という。)は、第十條の二に規定する企業型掛金拠出単位期間(当該企業型掛金拠出単位期間を同條ただし書の規定により区分した期間を定めた場合にあつては、当該区分した期間)の最後の月の翌月の初日から末日までの日(企業型年金加入者がその資格を喪失した場合にあつては、その資格を喪失した日から同日の属する月の翌月の末日までの日)とされていること。

八| 法第二十一條の二第一項に規定する企業型年金規約で定める日(次号及び第十一條の三第二項において「納付期限日」という。)は、第十條の二に規定する企業型掛金拠出単位期間(当該企業型掛金拠出単位期間を第十條の三ただし書の規定により区分した期間を定めた場合にあつては、当該区分した期間)の最後の月の翌月の初日から末日までの日(企業型年金加入者がその資格を喪失した場合にあつては、その資格を喪失した日から同日の属する月の翌月の末日までの日)とされていること。

九| 法第二十一條の三第一項の規定により企業型年金加入者掛金を給与から控除することができることを定める場合にあつては、その控除は

四| 企業型年金加入者掛金の額は、次に掲げる場合を除き、年一回に限り変更することができるものであること。

イ・ロ (略)

五| 企業型年金加入者掛金の額の決定又は変更の方法が事業主によって不当に制約されるものでないこと。

(新設)

(新設)

(新設)

、企業型年金加入者掛金の納付期限日の属する月（企業型年金加入者がその実施事業所に使用されなくなったときの当該企業型年金加入者掛金については、その使用されなくなった月又はその翌月）の給与から当該企業型年金加入者掛金を控除するものであること。

十〇十四 （略）

（事業主掛金の拠出の方法）

第十条の二 法第十九条第一項の規定による掛金の拠出は、企業型年金加入者期間の計算の基礎となる期間につき、十二月から翌年十一月までの十二月間（企業型年金加入者がこの間に、その資格を取得した場合にあってはその資格を取得した月から起算し、その資格を喪失した場合にあってはその資格を喪失した月の前月までの期間。以下この条及び次条において「企業型掛金拠出単位期間」という。）を単位として拠出するものとする。ただし、企業型年金規約で定めるところにより、企業型掛金拠出単位期間を区分して、当該区分した期間ごとに拠出することができる。

（企業型年金加入者掛金の拠出の方法）

第十条の三 法第十九条第三項の規定による掛金の拠出は、企業型年金加入者期間の計算の基礎となる期間につき、企業型掛金拠出単位期間を単位として拠出することができる。ただし、企業型年金規約で定めるところにより、企業型掛金拠出単位期間を区分して、当該区分した期間ごとに拠出することができる。

六〇十 （略）

（新設）

（新設）

(拠出限度額)

第十一条 法第二十条の政令で定める額は、企業型年金加入者期間（他の企業型年金の企業型年金加入者の資格に係る期間を除く。次条第一項において同じ。）の計算の基礎となる期間の各月の末日における次の各号に掲げる企業型年金加入者の区分に応じて当該各号に定める額を合計した額とする。

一〜四 (略)

第十一条の二 第十条の二ただし書の規定により事業主掛金を拠出する場合又は第十条の三ただし書の規定により企業型年金加入者掛金を拠出する場合（十二月から翌年十一月までの十二月間に企業型年金加入者の資格を喪失した後、再び元の企業型年金の企業型年金加入者の資格を取得した者に係る事業主掛金又は企業型年金加入者掛金を拠出する場合を含む。）におけるその拠出することとなった日に係る事業主掛金又は企業型年金加入者掛金の額は、企業型年金加入者期間の計算の基礎となる期間につき、十二月からその拠出することとなった日の属する月の前月までの各月の末日における前条各号に掲げる企業型年金加入者の区分に応じて当該各号に定める額を合計した額から、その拠出に係る拠出区分期間より前の拠出区分期間に係る事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の額の総額を控除した額を超えてはならない。

2 前項の「拠出区分期間」とは、第十条の二ただし書又は第十条の三ただし書の規定により区分した期間をいう。

(拠出限度額)

第十一条 法第二十条の政令で定める額は、その月の末日における次の各号に掲げる企業型年金加入者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一〜四 (略)

(新設)

(納付が困難であると認められる場合の納付期限日等)

第十一条の三 事業主が第六条第七号に掲げる要件に従って定められた納付期限日までに事業主掛金を納付することが困難であると認められる場合として厚生労働省令で定める場合は、当該要件にかかわらず、当該事業主掛金に係る納付期限日については、厚生労働省令で定める基準に従い、企業型年金規約で定めるところにより、延長することができる。

2 企業型年金加入者が第六条第八号に掲げる要件に従って定められた納付期限日までに企業型年金加入者掛金を納付することが困難であると認められる場合として厚生労働省令で定める場合は、当該要件にかかわらず、当該企業型年金加入者掛金に係る納付期限日については、厚生労働省令で定める基準に従い、企業型年金規約で定めるところにより、延長することができる。

3 前項の場合において、法第二十一条の三第一項の規定による企業型年金加入者掛金の給与からの控除は、第六条第九号に掲げる要件にかかわらず、企業型年金規約で定めるところにより、企業型年金加入者掛金を納付する日の属する月の給与から当該企業型年金加入者掛金を控除することができる。

(個人型年金に係る規約の承認の基準のその他の要件)

第二十九条 法第五十六条第一項第五号(法第五十七条第二項において準用する場合を含む。)の政令で定める要件は、次のとおりとする。

一・二 (略)

(新設)

(個人型年金に係る規約の承認の基準のその他の要件)

第二十九条 法第五十六条第一項第五号(法第五十七条第二項において準用する場合を含む。)の政令で定める要件は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 個人型年金加入者掛金の額については、第三十六条各号に掲げる個人型年金加入者の区分の変更に伴い変更する場合を除き、第三十五条に規定する個人型掛金拠出単位期間につき一回に限り変更することができるものであること。

四〇六 (略)

(個人型年金加入者掛金の拠出の方法)

第三十五条 法第六十八条第一項の規定による掛金の拠出は、個人型年金加入者期間の計算の基礎となる期間(国民年金法の保険料の納付が行われた月(同法第八十九条第一項(第一号又は第三号に係る部分に限る。)

)又は第九十四条の六の規定により同法の保険料を納付することを要しないものとされた月を含む。次条第一号において「国民年金保険料納付月」という。)に限る。)につき、十二月から翌年十一月までの十二月間(個人型年金加入者がこの間に、その資格を取得した場合にあってはその資格を取得した月から起算し、その資格を喪失した場合にあってはその資格を喪失した月の前月までの期間。以下この条において「個人型掛金拠出単位期間」という。)を単位として拠出するものとする。ただし、個人型年金規約で定めるところにより、個人型掛金拠出単位期間を区分して、当該区分した期間ごとに拠出することができる。

(拠出限度額)

第三十六条 法第六十九条の政令で定める額は、個人型年金加入者期間の計算の基礎となる期間の各月の末日における次の各号に掲げる個人型年

三 個人型年金加入者掛金の額については、年一回に限り変更することができるものであること。

四〇六 (略)

第三十五条 削除

(拠出限度額)

第三十六条 法第六十九条の政令で定める額は、その月の末日における次の各号に掲げる個人型年金加入者の区分に応じ、当該各号に定める額と

金加入者の区分に応じ、当該各号に定める額を合計した額とする。

一 法第六十九条に規定する第一号加入者 六万八千円（国民年金法第八十七条の二第一項の規定による保険料又は国民年金基金の掛金の納付に係る月にあつては、六万八千円から当該保険料又は掛金の額（その額が六万八千円を上回るときは、六万八千円）を控除した額）（国民年金保険料納付月以外の月にあつては、零円）

二（五）（略）

第三十六条の二 第三十五条ただし書の規定により個人型年金加入者掛金を拠出する場合（十二月から翌年十一月までの十二月間に個人型年金加入者の資格を喪失した後、再び個人型年金加入者の資格を取得した者に係る個人型年金加入者掛金を拠出する場合を含む。）における個人型年金加入者掛金の額は、個人型年金加入者期間の計算の基礎となる期間につき、十二月からその拠出することとなった日の属する月の前月までの各月の末日における前条各号に掲げる個人型年金加入者の区分に応じ、当該各号に定める額を合計した額から、その拠出に係る拠出区分期間より前の拠出区分期間に係る個人型年金加入者掛金の額の総額を控除した額を超えてはならない。

2 前項の「拠出区分期間」とは、第三十五条ただし書の規定により区分した期間をいう。

する。

一 法第六十九条に規定する第一号加入者 六万八千円（国民年金法第八十七条の二第一項の規定による保険料又は国民年金基金の掛金の納付に係る月にあつては、その月については、六万八千円から当該保険料又は掛金の額（その額が六万八千円を上回るときは、六万八千円）を控除した額）

二（五）（略）

（新設）

◎ 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改正後   |          | 現行  |   |       |  |                        |  |  |          |   |   |      |  |                        |  |
|---|----------|---|---|-------|--|------------------------|--|--|----------|---|---|------|--|------------------------|--|
| <p>（存続厚生年金基金に関する読替え等）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 存続厚生年金基金については、改正前確定拠出年金法施行令第十一条、第二十一条第一項、第二十二條第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）並びに第五十三条第一項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前確定拠出年金法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>第十一条各号列記</td> <td>法</td> <td>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）</td> </tr> <tr> <td>以外の部分</td> <td></td> <td>以下「平成二十五年改正法」という。）附則第五</td> </tr> </table> | 第十一条各号列記 | 法   | 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号） | 以外の部分 |  | 以下「平成二十五年改正法」という。）附則第五 |  | <p>（存続厚生年金基金に関する読替え等）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 存続厚生年金基金については、改正前確定拠出年金法施行令第十一条、第二十一条第一項、第二十二條第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）並びに第五十三条第一項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前確定拠出年金法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>第十一条各号列記</td> <td>法</td> <td>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）</td> </tr> <tr> <td>外の部分</td> <td></td> <td>以下「平成二十五年改正法」という。）附則第五</td> </tr> </table> | 第十一条各号列記 | 法 | 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号） | 外の部分 |  | 以下「平成二十五年改正法」という。）附則第五 |  |
| 第十一条各号列記  | 法        | 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号） |   |       |  |                        |  |  |          |   |   |      |  |                        |  |
| 以外の部分   |          | 以下「平成二十五年改正法」という。）附則第五                                  |   |       |  |                        |  |  |          |   |   |      |  |                        |  |
| 第十一条各号列記  | 法        | 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号） |   |       |  |                        |  |  |          |   |   |      |  |                        |  |
| 外の部分  |          | 以下「平成二十五年改正法」という。）附則第五                                  |   |       |  |                        |  |  |          |   |   |      |  |                        |  |

|     |              |  |
|-----|--------------|--|
| (略) | その月          | 条第三項の規定により読み替えて適用する法                                   |
| (略) | 定める額         | 企業型年金加入者期間（他の企業型年金の企業型年金加入者の資格に係る期間を除く。）の計算の基礎となる期間の各月 |
| (略) | 応じ、当該各号に定める額 | 額を合計した額  |
| (略) | 額を合計した額      | 条第三項の規定により読み替えて適用する法                                   |

5・6 (略)

7 存続厚生年金基金について次の表の上欄に掲げる確定拠出年金法施行令の規定を適用する場合には、同表の上欄に掲げる規定中同表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

|           |     |  |
|-----------|-----|--|
| (略)       | (略) | (略)  |
| 第九條の二     | (略) | (略)  |
| 第十一條の二第一項 | 前條  | 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第 |

|     |      |                      |
|-----|------|----------------------|
| (略) | (新設) | 条第三項の規定により読み替えて適用する法 |
| (略) | (新設) | 条第三項の規定により読み替えて適用する法 |
| (略) | (略)  | 条第三項の規定により読み替えて適用する法 |

5・6 (略)

7 存続厚生年金基金について次の表の上欄に掲げる確定拠出年金法施行令の規定を適用する場合には、同表の上欄に掲げる規定中同表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

|       |          |                   |
|-------|----------|-------------------|
| (略)   | (略)      | (略)               |
| 第九條の二 | 確定給付企業年金 | 存続厚生年金基金、確定給付企業年金 |
| (新設)  |          |                   |

|     |     |  |
|-----|-----|--|
| (略) | (略) | 七十四号) 第三条第四項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成二十六年政令第七十三号) 第三条の規定による改正前の前条 |
|-----|-----|--|

(徴収金の督促及び滞納処分等に関する経過措置)

第七十七条 平成二十五年改正法附則第八十二条の規定により改正後厚生年金保険法第八十六条(第三項を除く。)の規定を適用する場合においては、同条第四項ただし書中「前条各号のいずれかに該当する場合」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号) 附則第十五条第一項(同法附則第二十三条及び第三十二条において準用する場合を含む。 )の規定により自主解散型納付計画(同法附則第二十三条において準用する場合にあつては清算型納付計画をいい、同法附則第三十

|     |     |     |
|-----|-----|-----|
| (略) | (略) | (略) |
|-----|-----|-----|

(徴収金の督促及び滞納処分等に関する経過措置)

第七十七条 平成二十五年改正法附則第八十二条の規定により改正後厚生年金保険法第八十六条(第三項を除く。)の規定を適用する場合においては、同条第四項ただし書中「第八十五条各号の一に該当する場合」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号) 附則第十五条第一項(同法附則第二十三条及び第三十二条において準用する場合を含む。 )の規定により自主解散型納付計画(同法附則第二十三条において準用する場合にあつては清算型納付計画をいい、同法附則第三十

二条において準用する場合にあつては清算未了特定基金型納付計画をいう。  
う。の承認を取り消したとき」とする。

二条において準用する場合にあつては清算未了特定基金型納付計画をいう。  
う。の承認を取り消したとき」とする。